## 北海道檜山振興局告示第1034号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第12号のはえなわ漁業につき、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

制限措置							/# #z
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認 可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	備考
はえなわ漁業			毎年、9月1日から翌年6月30日	- (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:16隻)	20トン未満	檜山振興局(八雲町熊石 を含む)管内に住所を有す る者	